

税務相談室

平成21年度改正税法 (その2) 前号の続き

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

平成21年度の税制改正について、お教え下さい。

回答 前号につづく

4. 土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例の創設

法人および個人事業者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等の取得をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、この特例を受ける旨の届出書を提出している場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行して取得をした土地等について、他の土地等の譲渡益の100分の80相当額（その先行して取得をした土地等が平成22年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得されたものである場合には、100分の60相当額）を限度として、圧縮記帳ができることになりました。

つまり、平成21年または平成22年中に土地を購入した法人や個人事業者が対象で、その後10年間のうちに持っていた別の土地を売却して譲渡益が出て、そのうちの80%（平成22年購入分なら60%）を減額しますという制度です。譲渡益のうち課税対象から外れた部分は、平成21年または平成22年に購入した土地の簿価を引き下げることになります。

その結果として、この土地を将来売却する際に、売却益が大きくなって課税が繰り延べられる効果があるというものです。

5. 中小企業者等の軽減税率の時限的引下げ

中小企業者等の、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する、各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が18%（改正前22%）に引き下げられることになりました。これは、医療法人にも該当します。

6. 中小企業者の欠損金の繰戻し還付制度の復活

中小企業者等の欠損金の繰戻し還付制度が復活することになりました。

この繰戻し還付制度の復活に伴い、「中小企業者」に該当する法人が、平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた決損金額について、還付の請求をすれば、欠損金の繰戻しによる法人税の還付制度を適用できることになりました。

還付請求できる金額＝前期の法人税額× $\frac{\text{当期の欠損金額}}{\text{前期の所得金額}}$

7. 上場株式等の配当所得の適用税率の期限延長

金融証券税制の優遇措置として、上場株式等の配当所得に対する10%（所得税7%・住民税3%）の軽減税率の適用期限が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までと、3年間延長されることになりました。

8. 上場株式等の譲渡所得等の適用税率の期限延長

上場株式等の譲渡所得に対する10%（所得税7%・住民税3%）の軽減税率の適用期限が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までと、3年間延長されることになりました。

9. 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例

その年分の、上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき、またはその年の前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除きます）があるときは、これらの損失の金額を、上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から控除するものとされました。

この改正は、平成20年度の改正ですが、その適用は平成21年分以後の所得税および平成22年度分以後の住民税からとされています。

